

令和 5 年度
路面下空洞調査業務委託

特　記　仕　様　書

仙　台　市

第1章 総 則

第1条 適用の範囲

1. 本業務にあたっては、宮城県土木部制定「共通仕様書(建設関連業務)」（令和4年10月）（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。
2. この特記仕様書は共通仕様書でいう特記仕様書で、「路面下空洞調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、道路法第42条等に基づき、路面下空洞調査を実施するものであり、仙台市が管理する道路において、路面下空洞探査車を使用して、路面下の空洞発生の有無を探査・解析し、現状の把握を行い安全・円滑な交通を確保するための維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

第3条 履行場所

本業務の履行場所は、「仙台市内一円」とする。

第4条 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和6年3月22日までとする。

第5条 技術者の変更

管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

第6条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務は「主たる部分」として共通仕様書第1128条1項の他に計画準備・現地踏査、1次調査、2次調査、1次調査解析、2次調査解析、報告書等作成を加えるものとする。なお、上記以外の業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

第7条 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

・過去の調査記録

その他業務履行上必要となった発注者の所有する資料については、協議により貸与するものとする。

第8条 疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、調査員と協議を行うものとする。

第9条 個人情報の取扱いに関する基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第10条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第11条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第12条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

また、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第13条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第14条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第15条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は、受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。但し、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去しなければならない。

第16条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第17条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第18条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第19条 電子データのウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 業務内容

第1条 調査対象路線

本業務では、別添の調査路線リスト、調査位置図(全体図)に示した路線を調査対象とする。

第2条 計画準備・現地踏査

1. 受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集の上業務計画書を作成し、調査員に提出するものとする。
2. 1次調査に先立って現地踏査を行い、対象路線の交通状況や車線数、地下埋設物状況、沿道状況等を把握し、調査実施の基礎データを整理する。

第3条 調査作業時間帯

調査作業時間帯は調査路線リストに示すとおりとする。なお、現場条件又は関係機関との協議等により作業時間帯に変更を要する場合には、調査員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

第4条 1次調査（車道）

路面下空洞探査車による調査を基本とするが、現場条件等によりこれによりがたい場合には別途協議のうえ実施するものとする。なお、調査に際しては一般交通の安全確保に留意するとともに交通流をなるべく乱さないよう、短時間で調査が行える下記条件と同等以上の性能を有する探査車を使用すること。

なお、調査は単車線、複車線とも全幅員の調査を実施する。

- ①自走式電磁波地中レーダ探査車で、回転灯、調査標識、走行標識灯を車載したもの。
- ②探査速度は40km/h程度で行えるもの。
- ③探査深度は1.5m程度で行えるもの。
- ④探査幅は2m程度で行えるもの。
- ⑤探査能力は50cm(横断方向)×50cm(縦断方向)×10cm(深さ方向)以上の空洞が確認できるもの。
- ⑥概略の異常信号の広がりを判定できるもの。
- ⑦空洞探査装置として、コントローラ、データ処理表示装置及びデータ収録装置を搭載しているもの。
- ⑧空洞探査補助装置（ポジショニング装置）として、距離・速度検出装置、周囲の状況が連續撮影可能であるカメラ、ビデオ制御機、ビデオレコーダ及びビデオモニターを搭載しているもの。

第5条 1次調査解析

1次調査で取得した異常箇所データを解析し、空洞の有無、空洞の場合はその広がり、深度を確認し、陥没危険度判定を行う。

第6条 2次調査（車道）

1次調査結果に基づき抽出した異常箇所のうち空洞の可能性がある箇所について、ハンディ型地中レーダにより位置を確認し、コア削孔を行った上でスコープ撮影を行う。

調査結果が空洞だった場合、舗装構造及び空洞状況の柱状写真をカラーにて作成し、広がり、深度、厚みを計測後、最終的な危険度判定を行う。また、空洞下面における緩みの深度を確認する。確認後は、コア削孔箇所の復旧を行う。

第7条 2次調査解析

2次調査で取得したデータを解析し、空洞の広がり、深度を確認し、改めて陥没危険度判定を行い、空洞対策工事に必要な空洞調査調書（位置、広がりなど）を作成する。

第8条 安全対策

2次調査（車道）の実施にあたり、交通誘導員を配置するとともに必要に応じ安全施設を設置するものとする。また、表-1に示す路線において交通誘導員を配置する場合は、検定合格警備員を1名以上配置すること（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条により、高速自動車国道又は自動車専用道路並びに公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1級又は2級検定合格警備員を1人以上配置して実施しなければならない）。

表-1 「警備員等の検定等に関する規則」による検定合格警備員の配置が必要となる路線

番号	路線	区間
1	国道4号（県道「仙台名取線」含む。）	宮城県の全域
2	国道6号	宮城県の全域
3	国道45号	宮城県の全域
4	国道47号	宮城県の全域
5	国道48号	宮城県の全域
6	国道108号	宮城県の全域
7	国道113号	宮城県の全域
8	国道286号	宮城県の全域
9	国道346号	宮城県の全域
10	国道398号	宮城県の全域
11	国道457号	宮城県の全域
12	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県の全域
13	主要地方道仙台松島線	宮城県の全域
14	主要地方道塩釜亘理線	宮城県の全域
15	主要地方道仙台泉線	宮城県の全域
16	主要地方道仙台塩釜線	宮城県の全域
17	主要地方道仙台村田線	宮城県の全域
18	主要地方道泉塩釜線	宮城県の全域
19	主要地方道仙台北環状線	宮城県の全域

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条で、高速自動車国道又は自動車専用道路並びに公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1級又は2級検定合格警備員を1人以上配置して実施させなければならないと規定されています。

出典：宮城県警 HP(https://www.police.pref.miyagi.jp/seian/kyoninka/keibiin/keibiin_rosen.html)

第9条 報告書作成

調査目的・調査方法及び調査結果、空洞（異常箇所）があった場合には箇所別調書を整理した報告書を作成すること。

第10条 打合せ等

打合せは、業務着手時、業務の主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打ち合わせを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

(b) 中間打ち合わせ

現地踏査終了時あるいは調査時の区切りにおいて、中間打ち合わせを3回行うことを標準とする。※業務内容を勘案して追加することができる。

(c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打ち合わせを行うものとする。

第11条 成果物の提出

1. 以下の成果品を提出するものとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 報告書概要版 | 1部 |
| ② 報告書（A4版） | 1部 |
| ③ 電子データ（Excel、PDF、CAD等） | 1部 |
| ④ その他関連資料（現場写真集等） | 1式 |
| ⑤ ①～④を各区・支所ごとにとりまとめた資料 | 1部 |

2. 電子データは「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成し、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。